

○西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例

平成16年11月1日

条例第104号

改正 平成17年9月30日条例第45号

平成20年3月25日条例第6号

令和元年12月26日条例第23号

(設置)

第1条 海洋性スポーツの振興、市民の体力の向上及び健康の増進、青少年の豊かな人間性の育成を図ることを目的に、次の施設を設置する。

- (1) 名称 西条市丹原B&G海洋センター
- (2) 位置 西条市丹原町志川甲12番地1

(職員)

第2条 海洋センターに所長その他必要な職員を置くことができる。

(事業)

第3条 海洋センターは、海洋センターを利用して行うスポーツ・レクリエーションの指導及び助言に関する事業その他海洋センターの設置目的を達成するため必要な事業を行う。

(平17条例45・全改)

(休館日)

第4条 海洋センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その日の後において、その日に最も近い同法に規定する休日でない日）
- (2) 12月29日から翌年の1月4日まで

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(平17条例45・追加)

(開館時間)

第5条 海洋センターの開館時間は、午前10時から午後9時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要があると認めるときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(平 1 7 条例 4 5 ・ 追加)

(使用の許可)

第 6 条 海洋センターを使用する者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更する場合も、同様とする。

2 市長は、前項の許可を与える場合において、管理上必要な条件を付することができる。

3 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、海洋センターの使用を許可しない。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。

(2) 施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。

(3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。

(4) 管理上支障があると認めるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が使用を不相当と認めるとき。

(平 1 7 条例 4 5 ・ 旧第 4 条繰下)

(使用料)

第 7 条 前条の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別表に定める使用料を前納しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、市長が公益上特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる。

(平 1 7 条例 4 5 ・ 旧第 5 条繰下)

(使用料の還付)

第 8 条 既に納入された使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の事情があると認められた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(平 1 7 条例 4 5 ・ 旧第 6 条繰下)

(目的外使用等の禁止)

第 9 条 使用者は、許可を受けた目的以外の目的に使用し、又は使用する権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(平 1 7 条例 4 5 ・ 旧第 7 条繰下)

(使用許可の取消し等)

第 1 0 条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するとき、使用の許可を取り消し、又は使用を停止し、若しくは使用を制限することができる。

- (1) 第6条第3項各号のいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (2) 使用許可申請に偽りがあったとき。
- (3) 使用許可の条件に違反したとき。
- (4) 職員の指示に従わないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により処分した場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市長はこれに対して賠償の責任を負わない。

(平17条例45・旧第8条繰下・一部改正)

(入場の制限)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者があるときは、その入場を拒み、又は退場を命じることができる。

- (1) 泥酔者又は他人に迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 感染性疾患に感染している者又はそのおそれのある者
- (3) 保護者の同伴のない小学校3年生以下の児童又は幼児
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が不相当と認める者

(平17条例45・旧第9条繰下)

(指定管理者による管理)

第12条 海洋センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

2 前項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条及び第5条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、海洋センターの休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

3 第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第10条中「市長」とあり、及び「職員」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

4 第1項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が海洋センターの管理を行うこととされた期間前にされた第6条第

1 項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第 1 項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が海洋センターの管理を行うこととされた期間前にされた第 6 条第 1 項（第 3 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者は、当該指定管理者の使用の許可を受けたものとみなす。

（平 1 7 条例 4 5 ・追加）

（指定管理者の業務）

第 1 3 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条に規定する事業の実施に関する業務
- (2) 海洋センターの使用の許可に関する業務
- (3) 海洋センターの施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（平 1 7 条例 4 5 ・追加）

（利用料金制）

第 1 4 条 第 1 2 条第 1 項の規定により海洋センターの管理を指定管理者に行わせる場合は、海洋センターの使用に係る使用料（以下「利用料金」という。）は、指定管理者の収入として収受させることができる。

2 前項の規定により利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合は、利用料金は、別表に定める額の範囲内で指定管理者が定める。

3 指定管理者は、利用料金を定めようとするときは、市長の承認を受けなければならない。承認を受けた利用料金を変更しようとするときも、同様とする。

4 市長は、前項の承認をしたときは、その承認に係る利用料金を公告しなければならない。

（平 1 7 条例 4 5 ・追加）

（損害賠償の義務）

第 1 5 条 使用者は、海洋センターの施設、設備、備品等を損傷し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出て、その指示に従い、損害を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

（平 1 7 条例 4 5 ・旧第 1 0 条繰下）

（委任）

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例45・旧第11条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の丹原町B&G海洋センターの設置及び管理に関する条例(平成5年丹原町条例第4号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(平成17年9月30日条例第45号)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行前にした指定管理者の指定に関する必要な行為は、この条例による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定により行ったものとみなす。

附 則(平成20年3月25日条例第6号)

この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(平成20年規則第15号で平成20年6月25日から施行)

附 則(令和元年12月26日条例第23号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 第2条の規定による改正後の西条市立西条郷土博物館等設置及び管理条例の規定、第3条の規定による改正後の西条市生涯学習の館設置及び管理条例の規定、第4条の規定による改正後の西条市佐伯記念館・郷土資料館設置及び管理条例の規定、第5条の規定による改正後の五百亀記念館設置及び管理条例の規定、第6条の規定による改正後の西条市体育館設置及び管理条例の規定、第7条の規定による改正後の西条市武道場設置及び管理条例の規定、第8条の規定による改正後の西条市野球場設置及び管理条例の規定、第9条の規定による改正後の西条市陸上競技場設置及び

管理条例の規定、第10条の規定による改正後の西条市プール設置及び管理条例の規定、第11条の規定による改正後の西条市丹原B&G海洋センターの設置及び管理条例の規定、第12条の規定による改正後の西条市テニスコート設置及び管理条例の規定、第13条の規定による改正後の西条市有料公園施設設置及び管理条例の規定、第14条の規定による改正後の西条市屋内運動場設置及び管理条例の規定、第15条の規定による改正後の西条市スポーツコミュニティセンター設置及び管理条例の規定、第16条の規定による改正後の西条市スポーツライミング施設設置及び管理条例の規定、第17条の規定による改正後の西条市福祉センター設置及び管理条例の規定、第20条の規定による改正後の西条市文化会館設置及び管理条例の規定、第21条の規定による改正後の西条市本谷温泉館設置及び管理条例の規定、第22条の規定による改正後の西条市食の創造館設置及び管理条例の規定及び第23条の規定による改正後の西条市椿交流館設置及び管理条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日以後に徴収するものについて適用し、令和2年4月1日前の使用に係る使用料及び同日以後の使用に係る使用料のうちこの条例の施行の日前に徴収したものについては、なお従前の例による。

別表（第7条、第14条関係）

（平20条例6・全改、令元条例23・一部改正）

1 プール使用料

区分	使用料（2時間以内）
幼児	150円
小・中学生	300円
高校生・一般	450円

備考 幼児とは、小学校入学前の者をいう。

2 物品販売店設置の場合

使用区分	単位	使用料
物品販売店（屋内）	1店1日につき	900円
物品販売店（屋外）	1店1日につき	450円

備考 物品販売面積は、1店につき3平方メートル以下とする。